

# 被執行人の高額消費及び関連する消費の制限に関する最高人民法院の若干の規定（日本語訳）

---

出典：最高人民法院ウェブサイト掲載「最高人民法院关于限制被执行人高消费及有关消费的若干规定」（2010 年 5 月 17 日最高人民法院審判委員會第 1487 回會議採択、2015 年 7 月 6 日同第 1657 回會議採択の決定により改正、法釈〔2015〕17 号、2015 年 7 月 22 日施行）

<https://www.court.gov.cn/fabu/xiangqing/15046.html>

---

## 【この訳のご利用上の注意】

注：本訳は、AI を用いた私訳であり、公定訳ではありません。条文の数字は算用数字で表記しています。最新版でない可能性や、正確でない可能性があります。自己の研究目的に作成した訳を参考用に公表しているにすぎないものであり、正確性等について責任を負えませんので、自己責任でご利用ください。

---

【原文】为进一步加大执行力度，推动社会信用机制建设，最大限度保护申请执行人和被执行人的合法权益，根据《中华人民共和国民事诉讼法》的有关规定，结合人民法院民事执行工作的实践经验，制定本规定。

【訳文】執行の力を一層強め、社会信用の仕組みの構築を推進し、執行申立人及び被執行人の合法的な權益を最大限に保護するため、「中華人民共和國民事訴訟法」の關係規定に基づき、人民法院の民事執行業務の實踐經驗を踏まえ、この規定を制定する。

## 第一条

【原文】被执行人未按执行通知书指定的期间履行生效法律文书确定的给付义务的，人民法院可以采取限制消费措施，限制其高消费及非生活或者经营必需的有关消费。

【訳文】被執行人が執行通知書で指定された期間内に効力を生じた法律文書で確定された給付義務を履行しないときは、人民法院は、消費制限措置をとり、その者の高額消費並びに生活上又は経営上必要でない関連する消費を制限することができる。

【原文】纳入失信被执行人名单的被执行人，人民法院应当对其采取限制消费措施。

【訳文】信用喪失被執行人名簿（失信被執行人名单）に登載された被執行人に対しては、人民法院は、消費制限措置をとらなければならない。

## 第二条

【原文】人民法院决定采取限制消费措施时，应当考虑被执行人是否有消极履行、规避执行或者抗拒执行的行为以及被执行人的履行能力等因素。

【訳文】人民法院は、消費制限措置をとることを決定するときは、被執行人が消極的な履行、執行の回避又は執行への抵抗の行為をしているかどうか、被執行人の履行能力等の要素を考慮しなければならない。

## 第三条

【原文】被执行人为自然人的，被采取限制消费措施后，不得有以下高消费及非生活和工作必需的消费行为：

【訳文】被執行人が自然人である場合において、消費制限措置がとられた後は、次に掲げる高額消費並びに生活上及び業務上必要でない消費行為をしてはならない。

【原文】（一）乘坐交通工具时，选择飞机、列车软卧、轮船二等以上舱位；

【訳文】（1）交通手段を利用する際に、航空機、列車の寝台（軟臥）、船舶の二等以上の船室を選ぶこと。

【原文】（二）在星级以上宾馆、酒店、夜总会、高尔夫球场等场所进行高消费；

【訳文】（2）星付き以上のホテル、旅館、ナイトクラブ、ゴルフ場等の場所において高額消費をすること。

【原文】（三）购买不动产或者新建、扩建、高档装修房屋；

【訳文】（3）不動産を購入し、又は家屋を新築し、増築し、若しくは高級な内装を施すこと。

【原文】（四）租赁高档写字楼、宾馆、公寓等场所办公；

【訳文】（4）高級なオフィスビル、ホテル、マンション等の場所を賃借して事務所とすること。

【原文】（五）购买非经营必需车辆；

【訳文】（5）経営上必要でない車両を購入すること。

【原文】（六）旅游、度假；

【訳文】（6）旅行し、又は休暇を過ごすこと。

【原文】（七）子女就读高收费私立学校；

【訳文】（7）子女を学費の高い私立学校に就学させること。

【原文】（八）支付高额保费购买保险理财产品；

【訳文】（8）高額の保険料を支払って、保険の資産運用商品を購入すること。

【原文】（九）乘坐 G 字头动车组列车全部座位、其他动车组列车一等以上座位等其他非生活和工作必需的消费行为。

【訳文】（9）G 字頭の動車組列車（高速鉄道）の全ての座席、その他の動車組列車の一等以上の座席に乗車する等、その他の生活上及び業務上必要でない消費行為。

【原文】被执行为单位的，被采取限制消费措施后，被执行人及其法定代表人、主要负责人、影响债务履行的直接责任人员、实际控制人不得实施前款规定的行为。因私消费以个人财产实施前款规定行为的，可以向执行法院提出申请。执行法院审查属实的，应予准许。

【訳文】被執行人が法人その他の団体である場合において、消費制限措置がとられた後は、被執行人並びにその法定代表者、主たる責任者、債務の履行に影響を及ぼす直接の責任者及び実際の支配者は、前項に規定する行為をしてはならない。私的な消費のために個人の財産により前項に規定する行為をするときは、執行裁判所に申請することができる。執行裁判所は、審査して事実であると認めたときは、これを許可しなければならない。

## 第四条

【原文】限制消费措施一般由申请执行人提出书面申请，经人民法院审查决定；必要时人民法院可以依职权决定。

【訳文】消費制限措置は、一般に執行申立人が書面による申請をし、人民法院が審査して決定する。必要なときは、人民法院は、職権により決定することができる。

## 第五条

【原文】人民法院决定采取限制消费措施的，应当向被执行人发出限制消费令。限制消费令由人民法院院长签发。限制消费令应当载明限制消费的期间、项目、法律后果等内容。

【訳文】人民法院は、消費制限措置をとることを決定したときは、被執行人に対し消費制限令を発しなければならない。消費制限令は、人民法院の院長が署名して発する。消費制限令には、消費制限の期間、項目、法的効果等の内容を記載しなければならない。

## 第六条

【原文】人民法院决定采取限制消费措施的，可以根据案件需要和被执行人的情况向有义务协助调查、执行的单位送达协助执行通知书，也可以在相关媒体上进行公告。

【訳文】人民法院は、消費制限措置をとることを決定したときは、事件の必要及び被執行人の状況に応じて、調査及び執行に協力する義務を負う法人その他の団体に執行協力通知書を送達することができ、また、関係するメディアにおいて公告することもできる。

## 第七条

【原文】限制消费令的公告费用由被执行人负担；申请执行人申请在媒体公告的，应当垫付公告费用。

【訳文】消費制限令の公告費用は、被執行人が負担する。執行申立人がメディアにおける公告を申請したときは、公告費用を立て替えて支払わなければならない。

## 第八条

【原文】被限制消费的被执行人因生活或者经营必需而进行本规定禁止的消费活动的，应当向人民法院提出申请，获批准后方可进行。

【訳文】消費を制限された被執行人が生活上又は経営上の必要によりこの規定で禁止される消費活動をするときは、人民法院に申請し、承認を得た後でなければ、これを行うことができない。

## 第九条

【原文】在限制消费期间，被执行人提供确实有效的担保或者经申请执行人同意的，人民法院可以解除限制消费令；被执行人履行完毕生效法律文书确定的义务的，人民法院应当在本规定第六条通知或者公告的范围内及时以通知或者公告解除限制消费令。

【訳文】消費制限の期間中に、被執行人が确实かつ有効な担保を提供したとき、又は執行申立人の同意を得たときは、人民法院は、消費制限令を解除することができる。被執行人が効力を生じた法律文書で確定された義務の履行を完了したときは、人民法院は、この規定第6条の通知又は公告の範囲内において、速やかに通知又は公告により消費制限令を解除しなければならない。

## 第十条

【原文】人民法院应当设置举报电话或者邮箱，接受申请执行人和社会公众对被限制消费的被执行人违反本规定第三条的举报，并进行审查认定。

【訳文】人民法院は、通報用の電話又は電子メールアドレスを設け、執行申立人及び社会公衆から、消費を制限された被執行人がこの規定第3条に違反したことについての通報を受け付け、審査して認定しなければならない。

## 第十一条

【原文】被执行人违反限制消费令进行消费的行为属于拒不履行人民法院已经发生法律效力的判决、裁定的行为，经查证属实的，依照《中华人民共和国民事诉讼法》第一百一十一条的规定，予以拘留、罚款；情节严重的，构成犯罪的，追究其刑事责任。

【訳文】被執行人が消費制限令に違反して消費をする行為は、人民法院の効力を生じた判決又は裁定の履行を拒む行為に該当し、調査により事実であることが確認されたときは、「中華人民共和國民事訴訟法」第 111 条の規定により、拘留し、又は過料に処する。情状が重く、犯罪を構成するときは、その刑事責任を追及する。

【原文】有关单位在收到人民法院协助执行通知书后，仍允许被执行人进行高消费及非生活或者经营必需的有关消费的，人民法院可以依照《中华人民共和国民事诉讼法》第一百一十四条的规定，追究其法律责任。

【訳文】関係する法人その他の団体が、人民法院の執行協力通知書を受け取った後も、なお被執行人に高額消費並びに生活上又は経営上必要でない関連する消費をさせたときは、人民法院は、「中華人民共和國民事訴訟法」第 114 条の規定により、その法的責任を追及することができる。

【訳注】第 1 項の「民事訴訟法第 111 条」及び第 2 項の「同法第 114 条」は、本規定の改正当時（2012 年改正民事訴訟法）の条番号である。現行の民事訴訟法（2023 年改正、2024 年 1 月 1 日施行）では、確定判決・裁定の履行拒否に対する過料・拘留は第 114 条第 1 項第 6 号に、執行協力義務を負う法人その他の団体に対する過料は第 117 条に、それぞれ規定されている。

---

訳注：現行性について。本規定は、2010 年 5 月 17 日に採択され（法釈〔2010〕8 号）、2015 年 7 月 6 日の最高人民法院審判委員会第 1657 回会議で採択された改正決定（法釈〔2015〕17 号）により改正され、表題も改められた（2015 年 7 月 22 日施行）。2026 年 10 月 5 日現在、2015 年改正版が現行有効である（確認方法：中国の法令データベース「北大法宝」（pkulaw.com）で表題検索し、「最高人民法院关于限制被执行人高消费及有关消费的若干规定(2015 修正)」が「现行有效 司法解释 法释〔2015〕17 号 2015.07.20 公布 2015.07.22 施行」と表示されることを確認（2026 年 10 月 5 日）。）。